

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（案）及び個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件（案）に係る意見募集の結果について

令和7年3月31日  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

#### 1. 概要

デジタル庁では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（案）及び個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件（案）の内容について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

○募集期間：令和7年2月17日から3月19日まで（行政手続法に基づく手続）

○提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームにて御意見を受付

#### 2. お寄せ頂いた御意見

33件

#### 3. 御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要及び御意見に対するデジタル庁の考え方は、別紙のとおりです。なお、御意見の内容により整理又は要約しております。

#### 4. その他

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令は、本日公布され、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年4月1日）から施行されることとなります。

なお、個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件については、公布日に施行することとしました（後日公布予定）。